

東京証券取引所における四半期開示の見直しに伴う  
業務規程の一部改正について

2024年3月28日  
日本取引所自主規制法人

**I 改正趣旨**

当法人は、業務規程の一部改正を行い、本年4月1日から施行します。(詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。)

今回の改正は、自主規制業務の委託金融商品取引所である東京証券取引所における金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直し等に係る有価証券上場規程等の一部改正を受けて、当法人の業務規程について所要の対応を行うものです。

**II 改正概要**

1. 四半期開示の見直しに伴う対応

- ・ 特別注意銘柄の指定が適当である旨を決定する要件として、四半期累計期間(第2四半期を除く。)に係る四半期財務諸表等に期中レビュー報告書が添付される場合であって、当該期中レビュー報告書に「否定的結論」又は「結論を表明しない」旨が記載されたときを追加します。
- ・ 上場有価証券の発行者に対する処分その他の措置に係る審査のために必要と認めて、監査証明等を行う公認会計士等(当該公認会計士等であった者も含む。)に対して事情説明等を求める場合には、上場有価証券の発行者に対し、これに協力することを求めます。

2. その他

- ・ その他所要の改正を行います。

(備考)

・ 業務規程第30条

・ 業務規程第34条

**III 施行日**

- ・ 本年4月1日から施行します。

以上